

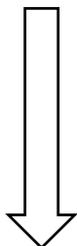
老人福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の骨子案説明資料

1 地域共生社会を意識した将来像

第 8 期計画（令和 3～5 年度）においては、少子高齢化が進展する中、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう地域住民、介護事業者、医療関係者などの目指すべき将来像を次のとおり 5 項目定めています。

【2025 年及び 2040 年の将来像】（第 8 期計画）

- 1 高齢者が、健康長寿に向けて介護予防・健康づくりの必要性を感じ、積極的に活動をしている。
- 2 高齢者が、地域の中で自分の有する能力を発揮して役割をもって、活動をしている。
- 3 高齢者が、地域のつながりの中で世代を超えて支え合うことで、自立した生活をおくることができている。
- 4 高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域や望む場所で安心して生活できるよう、医療・介護における必要なサービスの提供が受けられている。
- 5 高齢者が、自分の意思で選択ができ、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができている。



検討事項等

- ・地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向であると国の指針に追加されている。
- ・主語が高齢者となっており、高齢者の将来像としてはイメージしやすいが、高齢者以外の人や自分を高齢者と思っていない人が読んだときに自分事としてとらえることができるだろうか。

検討の結果、項目 2 について文言の見直しを行い、項目 5 としました。

【2040 年を見据えた中長期的な将来像（案）】（第 9 期計画）

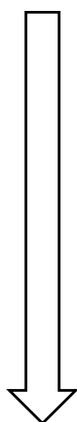
- 1 高齢者が、健康長寿に向けて介護予防・健康づくりの必要性を感じ、積極的に活動をしている。
- 2 高齢者が、地域のつながりの中で世代を超えて支え合うことで、自立した生活をおくることができている。
- 3 高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域や望む場所で安心して生活できるよう、医療・介護における必要なサービスの提供が受けられている。
- 4 高齢者が、自分の意思で選択ができ、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができている。
- 5 多様な人々が、支える・支えられるという枠組みを超えて、自分の有する能力を発揮し役割をもって活動することで、いきいきと健康に暮らせるまちをともに作りあげている。

- 2 フレイル対策の推進、地域の通いの場を充実する介護予防の推進等によるいきいきと健康に暮らせる地域づくり（総合計画との整合性確保）

第8期計画においては、重点方針や基本目標に基づき施策の方向性を次のとおり4項目定めています。

【施策の方向性】（第8期計画）

- 1 高齢者の社会参加と生活支援サービス等の充実
- 2 高齢者の権利擁護の推進
- 3 高齢者を支える地域包括支援体制の充実
- 4 介護給付適正化の推進による介護保険サービスの適切な運営



検討事項等

- ・「第2次安曇野市総合計画（R5～R9）」（上位計画）において、高齢者福祉の充実として「現状と今後」「取組みの方向性」について記載。特に「フレイル予防と健康寿命の延伸」や「高齢者の生きがいや健康づくり」については今後の高齢者を取り巻く状況を考慮すると重点的に取り組むべき課題といえる。
- ・地域包括支援体制の充実についても同様である。
- ・「高齢者の権利擁護の推進」に「消費者被害の防止」が包含されていることから、施策の方向性を安全・安心といった表現にしたい。

検討の結果、項目1、2について文言の見直しを行い、項目2と3を入れ替えました。

【施策の方向性（案）】（第9期計画）

- 1 高齢者の社会参加、介護予防、健康づくりによるいきいきと健康に暮らせる地域づくり
- 2 高齢者を支える地域包括支援体制の充実
- 3 高齢者の安全・安心な暮らしの確保
- 4 介護給付適正化の推進による介護保険サービスの適切な運営

- ・項目1における「施策の内容」記載事項について（案）

総合事業関係者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施を行うことも考えられること等を追記。

- ・項目3における「施策の内容」記載事項について（案）

養護者及び要介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について追記。

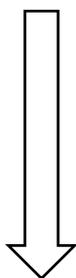
3 地域包括ケアシステム推進のための地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、高齢者やその家族が抱える介護サービスや権利擁護、高齢者虐待、消費者被害などのさまざまな相談に応じ、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関であり、制度横断的な連携ネットワークを構築しています。また、地域包括ケアシステムの一部を担っています。

第8期計画においては施策の展開「介護保険サービスの適切な運営」の項目に地域包括支援センターを位置づけていました。

【介護保険サービスの適切な運営(第7章第1節)】(第8期計画)

- 2 …
- 3 地域包括支援センターの設置及び適切な運営
- 4 …



検討事項等

- ・地域包括支援センターは地域包括支援体制の中核的な役割を担うが、現状の項目ではその役割が伝わりにくい。
- ・第9期においては地域包括支援センターを主軸に体制整備の取り組みを実施していきたい。
- ・国が、2025年(令和7年)を目途に、地域包括ケアシステムの構築を推進している。

検討の結果、項目3の文言を見直し、施策の方向性「高齢者を支える地域包括支援体制の充実」に含めました。また基本目標を「…地域包括ケアシステムを構築する」から「…地域包括ケアシステムを推進する」に変更しました。

【地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進(第5章第1節)(案)】(第9期計画)

- 1 地域包括支援センターの機能強化と体制整備
- 2 …

【基本目標(案)】(第9期計画)

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、「安曇野市地域包括ケアシステム」を推進する

- ・項目1における「施策の内容」記載事項について(案)

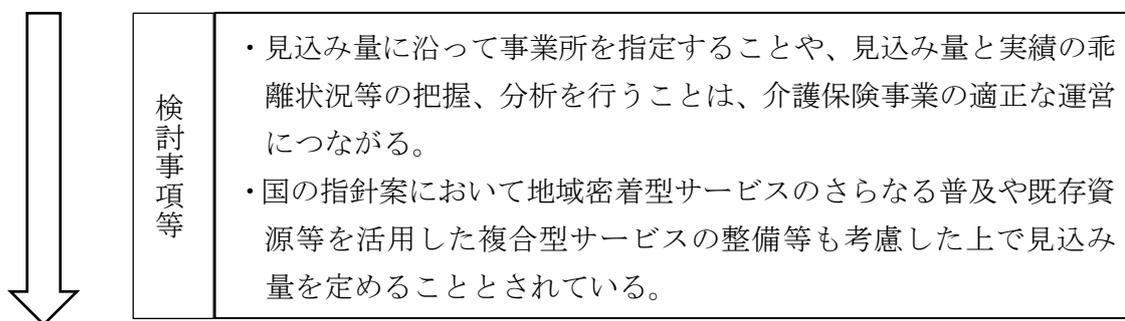
地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等について追記。(一定の関与のもと居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することや柔軟な職員配置等)

4 介護サービス基盤の計画的な整備

第8期計画においては「介護保険サービス量の見込み」「地域支援事業の見込み」は、施策の内容の結果としての見方が強く、基本目標や施策の内容のいずれにも該当せず、独立した項目として記載されていました。

【該当項目なし(第8章)】(第8期計画)

- 第1節 介護保険サービス量の見込み
- 第2節 地域支援事業の見込み
- 第3節 介護保険料の見込み



検討の結果、第8章を第7章に含めることとしました。

【介護給付適正化の推進による介護保険サービスの適切な運営(第7章)(案)】(第9期計画)

- 第1節 介護保険サービスの適切な運営
- 第2節 介護保険サービス量の見込み
- 第3節 地域支援事業の見込み
- 第4節 介護保険料の見込み

- ・第7章における「施策の内容」記載事項について(案)
生産性向上の推進に関して県との連携を図ることが重要である旨を記載。
地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点からの共生型サービスの活用の重要性について追記。